

食品安全委員会企画等専門調査会

(第17回) 議事録

1. 日時 平成28年2月4日(木) 14:00～16:09

2. 場所 食品安全委員会中会議室(赤坂パークビル22階)

3. 議事

- (1) 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について
- (2) 平成28年度食品安全委員会運営計画について
- (3) 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について
- (4) その他

4. 出席者

(専門委員)

川西座長、有田専門委員、井川専門委員、石川専門委員、今川専門委員、大倉専門委員、大澤専門委員、鬼武専門委員、河野専門委員、小西専門委員、迫専門委員、高岡専門委員、戸部専門委員、中村専門委員、夏目専門委員、野口専門委員、藤原専門委員、松谷専門委員、宮野専門委員、山内専門委員、山本専門委員

(専門参考人)

伊藤専門参考人、唐木専門参考人、横田専門参考人、渡邊専門参考人

(食品安全委員会)

佐藤委員長、山添委員、熊谷委員、吉田委員、堀口委員

(事務局)

姫田事務局長、東條事務局次長、小森総務課長、関野評価第一課長、鋤柄評価第二課長、植木情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、木下リスクコミュニケーション官、高崎評価調整官、埴課長補佐

5. 配布資料

資料1-1 平成27年度「自ら評価」案件の決定までのフロー

- 資料 1 - 2 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
- 資料 1 - 3 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項
- 資料 1 - 4 平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）
- 資料 2 平成28年度食品安全委員会運営計画（案）
- 資料 3 - 1 平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）
- 資料 3 - 2 平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）

6. 議事内容

○川西座長 では、定刻になりましたので、ただいまから第17回「企画等専門調査会」を開催いたします。

本日は21名の専門委員、4名の専門参考人が出席されます。

食品安全委員会からも5名の委員が御出席です。

石川先生と藤原先生がおくれて来られると聞いておりますけれども、出席される予定だということで、有路先生、神村先生のお二人の専門委員がきょうは欠席ということかと思えます。

それでは、事務局のほうから資料の確認をお願いします。

○埴課長補佐 それでは、事務局から資料の確認をさせていただきます。本日の資料は7点ございます。

資料 1 - 1 「平成27年度『自ら評価』案件の決定までのフロー」

資料 1 - 2 「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」

資料 1 - 3 「食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価に関し企画等専門調査会に提出する資料に盛り込む事項」

資料 1 - 4 「平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について（案）」

資料 2 「平成28年度食品安全委員会運営計画（案）」

資料 3 - 1 「平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練実施結果報告書（案）」

資料 3 - 2 「平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画（案）」でございます。

不足の資料等はございますでしょうか。

○川西座長 ありがとうございます。

また審議の途中で手元に見当たらないというようなことがあれば、お申し出いただければ

ばと思います。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○埴課長補佐 事務局において、平成27年11月20日の企画等専門調査会の資料1-3及びその後の提出された確認書を確認しましたところ、同委員会決定に規定する事項に該当する専門委員はいらっしゃいません。

○川西座長 御提出いただいた確認書について相違はないですね。ただいまの事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 よろしいということですので、それでは、議事に入りたいと思います。

まず、議事1の「平成27年度食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補の選定について」でございます。昨年11月の第16回企画等専門調査会では、案件候補について絞り込みが行われて、アレルギー物質を含む食品、人工甘味料、クルクミンの3件、あとはジャーサラダがもう一回議論しようということであったかと思えますけれども、主にこの3件について継続審議となりました。

案件候補の選定に移りたいと思います。本日中に結論を下したいと思います。前回の調査会で絞り込まれた3件についての説明を聴取した上で御議論をいただいて、食品安全委員会へ報告する案件を決定したいと思います。それでは、事務局から説明をお願いします。

○植木情報・勧告広報課長 情報・勧告広報課長の植木でございます。よろしくお願いいたします。

資料1-4、横のペーパーでございます。これは前回御説明をしましたので、説明のほうは省かせていただきたいと思います。それと一緒に参考1ということでA4のペーパーを今回御用意してございますので、これにつきまして、少し御紹介いたします。

参考1の1ページでございます。アレルギー物質を含む食品の健康影響評価に関する知見の状況でございます。これは実は昨年もほぼ同じような資料を出してございます。簡単に説明させていただきます。

2. のEFSA、ヨーロッパのリスク評価機関でございますけれども、そこがレポートを出してございまして、これは表示を目的としたアレルギー性の食品及び食品原材料の評価に関する科学的意見書というのを2014年11月に公表してございます。これは定期的にリバイスをするようでございまして、参考の文献は約1,500、これを取りまとめたというような性格と理解しております。

3. で、食品安全委員会における調査・研究事業でございます。これも昨年のものに少し追加してございまして、平成27年度に「食品に対する乳児期のアレルギー性反応獲得メカニズムと発症リスク評価」及び「食品ごとの『IgE抗体の作らせやすさ』を規定する系の樹立に関する研究」、これを私どものほうで今やっております。そのほかにも海外の情報を集めているということが書かれてございます。

2 ページ、3 ページは、今、御紹介しましたEFSAのレポートの概要が書いてございます。これもいろいろなアレルギーごとに情報を整理したというものでございます。

4 ページをご覧くださいなのですが、これは今年に新しく添付したものでございまして、アレルギー物質については今、各国で表示の制度がございまして、どういうものが義務表示か、それを比較してみたものでございます。日本では、この卵からそばが義務でございますし、表示の推奨というものがいくら以下にございます。EUとアメリカでも表示義務がございまして、卵とか牛乳とか同じようなものもございましてけれども、EUのほうではナッツ類をこと細かに規定していたり、魚及び魚製品と漠と規定していたり、あるいは一番下のルピナスとか、そういうものも規定してありますし、国や地域が違えば食文化が違いますので、多分それによってということもあろうかと思いますが、このように表示の義務の対象も若干異なっているということでございます。

5 ページの「人工甘味料の健康影響評価に関する状況」でございます。人工甘味料は大丈夫かという御懸念だと思えますけれども、人工甘味料としましては、1. で、アスパルテム、スクラロース、いろいろなものが実際にもう利用されているということでございます。

2. で、リスク評価でございますけれども、もちろん人工甘味料は食品添加物でございますので、JECFAは国際機関、EFSAはヨーロッパのリスク評価機関、FDAはアメリカの関係機関でございますが、そして食品安全委員会ですべてそれぞれリスク評価を行ってございまして、それに基づいて各国で食品添加物として使用が認められているところでございます。

「3. 安全性に関する情報発信」でございます。FDAでもQ&Aが出てございまして、2行目ですが、「認可された高甘味度甘味料は科学的証拠に基づいて、一定の使用条件下で一般国民に安全であるとFDAは結論を下している」ということが書いてございます。

次の○で、イギリスの食品基準庁はハル・ヨーク医科大学が行ったアスパルテムに関する調査研究の結果を公表。これは昨年3月に公表してございまして、アスパルテムを摂ると何か少し体に変調があるというような方がいらっしゃいますので、そういう方々をピックアップして、お願いをしまして、片方はアスパルテムを含むもの、片方は含まないものをそのまま食べてもらいまして、もちろんそれは本人にはどちらかがわからないように食べてもらって、心理テスト、臨床の観察、臨床の生化学及びメタボローム解析、いろいろと項目を調べたのですけれども、アスパルテムを含んでいようとまいと、そういうものに差はなかったということでございます。

あえてこういうことをやったということは、やはり一部で懸念を示す人がいるので、こ

ういう実験をやったのだと思います。論文のほうもイギリスの毒性委員会が査読ということですので、試験の方法についてもきちんとやっているということが確認されています。人工甘味料はリスク評価に基づいて利用されていますので、当然のことなのかなと思ってございます。

4. でございますけれども、厚生労働省のほうでも食品添加物とか、いろいろなものの摂取量調査を行ってございまして、これは平成23年、24年のマーケットバスケット方式による調査でございます。アスパルテームとアセスルファムカリウムとサッカリンナトリウムですが、これにつきましては推定摂取量のADIに占める割合がございまして、一番右でございまして、それぞれ0.001%、0.27%、0.13%ですので、実際のADIに占める割合も非常に小さいので、この数字だけを見ると健康に影響があるということは余り心配しなくていいのではないかと、そんなデータかと思ってございます。

6 ページは「クルクミンの健康影響評価等に関する状況」でございまして、クルクミンはターメリック（ウコン）に含まれる黄色の色素でございまして、JECFAとEFSAではリスク評価を行ってございまして、ADIを決めてございます。

3. で、我が国の食品衛生法における取扱いでございまして、着色を目的とした食品添加物に指定されてございまして、既存添加物ということでウコンの色素が記載されてございまして、ウコンはある面で食材でございまして、一般飲食物添加物としてもリストに掲げられてございまして、こういう中で使うことができるということでございます。

健康への影響でございまして、肝機能障害の報告があるということでございまして、今、皆様方のお手元に「いわゆる『健康食品』について」ということで冊子をお配りしてございます。これは私どものワーキンググループで議論しまして報告書をつくりましたので、それを印刷したものでございます。細かくて申しわけないのですが、一番最初に青い仕切り紙がございまして、メッセージがございまして、メッセージが13ページまでございまして、その次に青の紙がございまして、その次はいわゆる本体ですけれども、報告書がございまして、報告書の10ページの下から3行目に「比較的よく摂られている『健康食品』にも健康被害の事例が見られている」、「例：ウコンによる肝障害」ということで、そういうことも実際にはあるということが報告書の中に記載がございまして。

A4の資料のほうにお戻りいただきまして、健康への影響でございまして、健康食品の報告書では、2つ目のポツで、錠剤・カプセル・粉末・顆粒の形態のサプリメントは、通常の食品よりも容易に多量を摂ってしまいやすいので注意が必要ということで、この報告書でも注意喚起がなされているということでございます。

あとは血小板凝集を抑制するため、抗凝血作用を持つハーブや医薬品との併用で出血傾向が高まる可能性があるということで、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所情報センターには、そういう記載がされてございます。

次がジャーサラダでございまして。実はジャーサラダそのものは余り情報はないのですが、たまたまといいますか、家庭で手軽にいろいろなものをどこの国でもつくってございまして

ので、ドイツのリスク評価機関（BfR）は今年の1月にこのような注意喚起をしていただきましたので、関連するものとして御紹介をしたものでございます。

今年の1月に、自家製のハーブオイル及びオイル漬の野菜のマリネに関する健康影響ということでございまして、下から2段落目「BfRは」とございませけれども、オイル漬の野菜・ハーブなどの自家製食品の保存に関して注意喚起をした、特にオイル漬の野菜を十分加熱せずに喫食すること及びサラダ等を調理する際に十分加熱しないで使うことは勧められないと書いてございます。家庭で調理する場合、特に生っぽいものとか、そういうものは十分衛生に注意しようということは海外でも、事例がありますので、ジャーサラダについても同じことが言えるのかなと思ひまして、一つの事例として御紹介した次第でございます。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、今、事務局からも説明があった、この案件の候補ごとに一つ一つ取扱いを議論させていただきたいと思ひます。今の資料の質問でも結構ですし、順次考えたいと思ひます。今までこの調査会では、1つは、自ら評価案件候補にするという選択。2つは、ファクトシートの作成案件候補とするという選択。3つは積極的に情報収集、情報提供等を行う案件候補とするという選択。4つ目のカテゴリーとしては、情報収集を行う案件候補という選択。それ以外に食品安全委員会では独自に検討案件に入れないという決定もあるかと思ひますけれども、そんな形の結論をそれぞれの案件に関して出していくような方向で議論をしたいと思ひます。

まず、1つ目のアレルギー物質を含む食品についてです。これについて、資料に対する質問でも結構ですし、あるいはこれを取り上げるということについての御意見でも結構ですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○山内専門委員 先ほど、資料の4ページの表を御説明いただきました。これを見ますと、日本とEUとアメリカ。ただ、日本が輸入したりしている場合でも相手国がこれだけではなくて、例えばアジアとかオセアニアがあるわけですが、その辺の国々の状況は把握しておられるのか。特にこれからTPPで少なくとも環太平洋の経済連携協定に調印すると思われる日本を除く11カ国、この辺は今後、関税がなくなるわけですから、相当の輸入量がある。それを国民が知って輸入するのと、そうでない場合とでリスクが違ってくると思ひますので、その辺はどのように現時点で把握しておられるのかを教えていただければと思ひます。

○川西座長 ありがとうございます。

これは表示の表ということのようですが、この点はいかがでしょう。

○植木情報・勧告広報課長 今、御質問のありましたアジアとかオセアニアの国、そこで表示制度がどうなっているかは、現時点では把握してございません。あとは輸入品の関係でございますけれども、輸入品であっても国内品であっても国内で販売されているものは同じ表示がなされることになってございます。

○山内専門委員 わかりました。

○川西座長 ほかにございますか。

鬼武専門委員、前回のときからこの案件については検討をすべきだというようなことをおっしゃったと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○鬼武専門委員 ありがとうございます。いろいろな形で自ら評価の案件については、この間、今年度だけでなく、その前年くらいから、アレルギー問題については一定リスク評価機関がかかわるべきでないかというのは、これは前々から私自身もしくは当会としては意見として持っている次第であります。その理由は、アレルギーは表示からスタートをして、食品衛生法の中で従前から表示の規定として設定をされました。新しく消費者庁に法律も移って、新法の中でもアレルギー物質については国会の中でも全党一致で附帯決議でなされているように、安全性にかかわる消費者にとって重要な情報提供になるということも明記をされました。

このような観点から立つ、もしくは海外の状況から見ますと、今はどちらかと言うと2年なりの調査研究に基づいた振り返り調査から、アナフィラキシーもしくは個別物質の重篤度に応じて表示の仕方を決めているのですが、その根底となるのはリスク評価なりアレルギー物質として、どれくらいの閾値があるのか、もしくはどういうタンパクが関与して、こういうアレルギー作用を起こしているのかということについては、個別の論文なり、そういうものについては監督官庁が持っている場合もあるのでしょうかけれども、包括的にこの間、リスク評価をしていないというのは事実だと思っていまして、やはり基盤となるものについては将来的には食品安全委員会がかかわって、そういう個別のアレルゲン物質についても、きちんとリスク評価をされて、それに基づいて表示をされるのが理想だと思いついて、その取っかかりからしても、この間の自ら評価としてもアレルギー物質についてはかかわっておりますし、今年度またさらにそのことについてやるということについては、私としてはぜひお願いしたいと考えている次第であります。

以上です。

○川西座長 確認ですけれども、リスク評価そのものを今すぐしてくれということではないですね。

○鬼武専門委員 そうではないです。

○川西座長 リスク評価のための基盤づくりに主体的に食品安全委員会が当たって、そういうものを近未来的というか、リスク評価のレベルに引き上げられるような準備をやっていくべきということの意味で自ら評価という御意見なのかと思いますが、ほかに何か御意見はございますか。どうぞ。

○大倉専門委員 意見というか、書類を事前にいただいて読んでいて、途中でわからなくなってしまったのですが、現在いろいろな加工食品にアレルギー物質の義務表示と推奨表示が載っていますね。それをまたさらに発展させた形で表示をいづれしていこうかという話かなと思ったのですが、結局アレルギーというのは各人によって閾値は全く違うと思いますし、その閾値をどういう形で出していくのかなとか、そういうものがよくわからない。

表示の中に例えば、アレルギー物質と思われる物質が何 μ g含まれているとかいうのをとりあえずその商品には記載をしておいて、アレルギー患者さんたちが各病院などでパッチテストでは無理でしょうけれども、定量方式を今後確立されていくとして、自分の閾値がどれくらいだということを知った上で、その表示と見比べて、その人が食べる、食べないを評価するのかなとか、そういうことも考えたのですが、結局どういった方向で話を進めていくのかが途中でわからなくなってしまったので、教えていただけるとありがたいです。

○川西座長 事務局側で何か今の質問に対する答えはありますか。

○高崎評価調整官 ありがとうございます。今いただきました御質問はどのように進めていくかということですが、大きく4段階くらいあると思っております。第1段階目が、海外でどのように評価をしているのかということ踏まえた上で、まず評価方法から検討する。要はガイドラインづくりというのが第1段階としてあると思っております。

次に第2段階としては、そのつくったガイドラインで本当にきちんと評価できるのかどうかを模擬的に例えば、代表的なアレルギー物質、卵であるとか牛乳であるとか小麦のようなもので、そのガイドラインでちゃんと評価、例えば閾値の設定ができるのか、どの程度症状が出るかなどを評価するというガイドラインのチェックが第2段階目としてあるだろうと思います。

次に第3段階目、ガイドライン、方法論がしっかりすれば、個別のそれぞれの品目について動物実験やヒトの疫学データを集めるということが3段階目であるだろうと思います。

最後は4段階目として、それらのデータをもとに個別のアレルギー物質について、ガイ

ドラインを適用して評価をしていくということが4段階目としてあるのかなと思っております。来年度は、我々には調査事業という行政のスキームがありますので、まず外部の委託をして海外の情報を集めてガイドラインをつくるという第1段階目と、それがちゃんと機能するかどうかという第2段階目を、来年度くらいにできればというようなスケジュール感を持って考えているところでございます。

○大倉専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ということは、旧来のリスク評価というのは食品安全委員会の枠組みだと、いずれかの専門調査会に担当いただくということだけれども、まずは食品安全委員会の中で今度つくられた部門を中心に整理を始めるという。

○高崎評価調整官 すみません。そちらを申し上げるのを忘れておりましたが、評価技術企画室という室が本年度4月から、また10月からは人の拡充もして、食物アレルギーやその他の新しい評価手法を検討している部署ができております。こちらのほうでアレルギーの担当の者もおりますし、事務局で情報を集めながら、自ら評価の案件としてお認めいただきましたら、来年度以降のしかるべきタイミングで専門委員の方に御検討をいただくオフィシャルな場を設けていくということがあると思います。そのようなオフィシャルな場での議論、調査事業での情報収集、事務局でのたたき台の作成等々を踏まえて、今後、評価を進めていくことを考えております。

○川西座長 今は事務局のほうのイメージということですがけれども、これに対して、そんなことはやらなくていいというような意見もあるかもしれないし、こういうこともやっただらいいのではないかとというような意見もあるかと思えます。そのあたりはいかがでしょうか。これはやめたほうがいいのではないかとするのはどうですか。特にはないですね。

では、今、事務局から説明していただいたような自ら評価案件としての取扱いについて、何かこういうことも考えてくださいというようなことはございますか。ないようでしたら、基本的には、これは自ら評価案件として認めていくという方向で、今、事務局のほうで説明をしていただいたような内容でとにかく検討を行っていただくということに、このアレルギーについてはさせていただきます。

次に2つ目の案件ですが、人工甘味料。資料への質問でも結構ですし、これを今回どういう取扱いにするかということで、御意見がある方はございますか。これはリスク評価として取り上げるという話になると、先ほどのおまとめいただいた資料を見る限りですと、既に多くのものは各国で、比較的古いものもありますけれども、リスク評価そのものはここに上がっている6つに関してはされている。食品安全委員会ではまだアスパルテーム、スクラロースはリスク評価していないということになってはいますけれども、いずれにして

も、そういう意味ではいずれかでリスク評価はされているということかと思しますので、もう一回やり直したらいいのではないかというようなことがなければ、リスク評価という取り上げ方はないということになるかと思えますけれども、そのあたりはどうでしょうか。

大澤先生。

○大澤専門委員 それでよろしいと思います。重要なのは、この様な御意見が出てきたということに対して、参考資料の備考のところにあるとおり、適切な情報発信が必要だと思います。食品安全委員会だけがするのではなく、いろいろなところから、現状の知見を適切に情報発信して、一般の方々に知見を共有化するというところが、重要なのかと感じております。

○川西座長 ありがとうございます。

鬼武先生。

○鬼武専門委員 私もそれに関連して、A3の2ページ目に今回、要請内容が特にサッカリンを初め、人工甘味料についての腸内細菌との関連性に乏しいということが多分その発端となってきているのだと理解していますけれども、それに対して危害要因に対する論文としては、こういう形で2報ありますということが書かれてあったのですけれども、それから含めて、もう少しこれはコメント的には食品安全委員会が、海外で評価されているのでいいと言うことくらいでしかできないのでしょうか。この間をつなぐようなことが、その腸内細菌の関係についても当面問題ないと言えたら、もう少し相手の質問事項に対する答えにはなるような気がしているのですけれども、そこはどうでしょうか。

○川西座長 情報収集、情報提供等を積極的に行うというか、そういう範疇ですかね。どうぞ。

○有田専門委員 その腸内細菌以外のことで、以前、アスパルテームで言われていたのは、アメリカで脳腫瘍との関係が言われていました。当時、私が関わっていた主婦連ではない事業を伴った非営利組織で、1990年代の終わりに国際的な状況も全て調査しました。フェニルケトン尿症対策も十分にとられていて、問題はないということで商品として扱うという結果に至りました。ただ、子供に何かそういう問題があるという事がありましたので、その後の新しい情報があれば、そこも含めて教えていただければと思っております。

○川西座長 事務局のほうはいかがでしょうか。

○植木情報・勧告広報課長 そのアスパルテームと脳腫瘍に関しましては、申しわけないのですけれども、情報を持ち合わせておりません。最近では多分そういう情報は余り発信されていないのかなと思います。

腸内細菌でございますけれども、実は一昨年に『ネイチャー』に、人工甘味料を与えた動物実験の結果、腸内細菌が変わって糖尿病のリスクが上昇というような記事が掲載されて、それについては、私どもはFacebookのほうで、その論文の結果の解析についてはいろいろあると。いろいろな研究者の方がおり、若干懐疑的な意見もあるということを御紹介してございます。腸内細菌について調べることができるかどうか、そこは正直に言ってわかりませんが、少なくとも安全性について危ないというような大きなニュースが流れた場合には、そこはきちんと私どものほうで知り得る情報を整理して、Facebook等で御紹介、御説明をする。そこはきちんと取り組んでいこうと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。

では、リスク評価ということではなくて、情報収集、情報提供等を行うということの整理にさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。ありがとうございます。

では、次に3つ目、クルクミンです。これについてはいかがでしょうか。

○戸部専門委員 先ほど御説明いただきました参考資料の6ページの「クルクミンの健康影響評価等に関する状況」という中で、「4. 健康への影響」というところがあって、ウコン含有食品による肝機能障害の報告があるということなのですが、ここについては先ほどの冊子の中に3つの文献の中で、その健康被害の事例が見られている肝障害があったということなのですが、これはクルクミンの含有量との関係がわかっているのでしょうか。量が多いものについて見られているのかどうかということと、クルクミンそのものは食経験のあるものだと思うので、例えば、いわゆる健康食品などでそのクルクミンを含む食品の販売量が多いから出てきている報告なのか、それとも設計上含有量が多いからでてきているのかということを確認する必要があると思いますが、その辺のクルクミンの含有量との関係を知りたいです。

○川西座長 どうぞ。

○鋤柄評価第二課長 今お話がございました「健康食品」の報告書の参考にしました論文でございますけれども、具体的にどのくらいということについては余り検討がされておられません。これらの研究とは別に厚生労働省が厚生労働科学研究で過去に研究をしておりますけれども、そのときにはクルクミンについて通常の量では問題はなかったといったような研究報告も出ているところでございます。さらに申し上げますと、クルクミンにつきましてはJECFAと、欧州のEFSAがADIを定めておりまして、これは今の参考資料、A4横の長い

資料にもございますけれども、3 mg/kg体重/日といったようなADIが定められているところ
でございます。

そのような中で例えば、今、私どもがよくテレビのコマーシャルだとか、ドラッグストアなどでよく見るウコンの飲料などがございます。多くの製品につきましては大体100mL
当たり30mgくらい入っている。ちょっと多いものだと40とか50mgくらい入っているといっ
たような実態なのかなというように承知しております。ですから、例えば30mgのものであ
れば、体重60kgの者が食べれば、パーキロですと0.5mgくらいの摂取量になるのかなと思っ
ております。

一方、今回は健康食品の報告書にもいろいろ書いていただきましたけれども、問題点と
しましては、1つのものを人によってはたくさん摂られるような方がいらっしゃるという
ようなこと。特に粒みたいなもの、カプセルみたいなものとしてですね。そうしますと推
奨量が例えば、1粒とか2粒の場合でも何か調子が悪いといって10粒だとか、たくさん摂
ってしまうような方は注意をしていただきたいといったようなことが一つあると思います。

よく言われておりますのは、薬物治療などをしておられるような方。そういった方は治
療薬と食べられたウコンなりの相互の関係があって問題になる可能性があるということ。
さらに言いますと、健康食品につきましては薬と違ひまして、品質管理、成分管理みたい
なものがしっかりしていないようなものの中にはあるというような中で、実際には何mg含
有と書いてあっても、そうではないと言ったようなもの。さらには、クルクミン以外の違
う成分が問題になってくることがありますといったようなことにつきましては、今回の「健
康食品」のワーキンググループにおきましても、ウコン、クルクミンに限らず、ほかのも
のにつきましても言われているということが、今回の報告書でまとめていただいたという
ようなところでございます。

この報告書につきましては、今後さらに普及というようなことで進めていかなければい
けないわけでございますけれども、個々のものにつきましても、ウコン以外も含めて、さ
らに情報収集については、継続をしてやっていく必要があるのではないかと考えていると
ころでございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに質問、御意見をどうぞ。

○山添委員 今、鋤柄課長から説明があったとおりなのですが、このクルクミンに
関しては通常の場合、吸収率1%以下ですが、その製剤とかの剤形によって、吸収率が
かなり高いものがあるのも事実だとされています。ですから、食事性のクルクミンというも
のはほとんど吸収されませんので、影響がないのですけれども、いわゆる「健康食品」と
か、そういうもので剤形化した場合に、場合によっては、吸収率の高いものが存在する
ということがありまして、一概にその含量から生体内への移行量を図ることができな

いと考えられています。その点が難しいところだと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

このクルクミンについても1つは、いわゆるリスク評価の対象にするのかという話と、それ以外にも情報提供すべきという整理があるかと思いますが、リスク評価という部分では、ここの資料でもJECFA、EFSA、ここで一応の数字は出ている。

ただ、今、山添先生がおっしゃったように、これは「健康食品」の場合は剤形によってはいろいろ違うから、今の段階でリスク評価対象に取り上げるということに意味があるかどうかなのですが、そのあたりはどうでしょうか。山添先生の今のコメントはリスク評価として挙げるということには向かないという御趣旨だと理解しますが、それはリスク評価の対象ということではないということまではよろしいですか。

では、このクルクミンに関して、特に情報収集、情報提供をしていくものとして取り上げるかどうか、言及するかどうかについてはいかがでしょうか。こういう意見がモニターの方から出てきているのは事実ですが、いかがでしょうか。

○夏目専門委員 このクルクミンはリスク評価しなくてもいいと思うのですが、その前の人工甘味料もそうなのですが、添加物としてリスク評価されていて、それで議論するときも添加物なのですが、人工甘味料にしても実際に摂るときには、実際にそれを消費する側だと、食品としての捉え方のほうが圧倒的に多いわけですね。クルクミンもそうですけれども、何とかという商品名で買って飲むというような形になります。

その情報提供のときに、単なる添加物としてのリスクとか危険性だけではなくて、食品として摂るわけですから、いわゆる今回、「健康食品」の冊子を出していただいて、すごくいい傾向だと思いますけれども、そういった「健康食品」としての扱い方。人工甘味料も甘味料を減らして人工的に摂るのを減らしていくという、そういう意味で健康的な食品を選択するというふうに言っている人たちが多いため、情報提供のときにそういった実際に摂る一般の人たちにわかりやすい情報提供をしていただくことが必要かなと思います。

○川西座長 いずれにしても、御意見としては情報提供という立場ではやったほうがいいのではないかと御意見だと承りましたけれども、ほかにどうぞ。

○鬼武専門委員 私も情報提供でいいと思います。参考3の6ページの資料ですが、私もうろ覚えで申し訳ないのですが、95年に既存添加物名簿にリスト化されたときに、これは基礎的毒性試験が要らないと外されたのでしたか。海外でも評価をされて、もし基礎的毒性試験をしているのであれば、それによって既存添加物名簿に、そういう点から収載されているということも書けるとは思ったのですが、私は頭の中に入っていないので、もし厚生労働省が既存添加物(いわゆる天然添加物)をリスト化したときに、基礎的毒性試験

が必要なもので評価して、その結果、問題ないというものもありますし、そもそも海外とかで使われていて、もう対象としないと分けたりしたと思ったので、そういう情報がもし書けるのであれば、入れていただければと思っています。

以上です。

○川西座長 どうぞ。

○関野評価第一課長 後ほどでよろしければ、少し確認をさせていただいて、情報提供を行う際には、そういったことも盛り込むといった形で御意見を承りたいと思います。

○鬼武専門委員 よろしくをお願いします。

○川西座長 では、これは積極的に情報提供、収集ももちろん入るのだろうと思いますけれども、その課題として整理するという方向でよろしいですね。ありがとうございます。

あと、ジャーサラダは前回もう一回議論をしましょうということで残しました。前回のときにジャーサラダを扱うのだったら、何で生肉を扱わないのかという御意見も出たという記憶もあります。ですので、1つの考え方としては、リスク管理機関が情報提供をすれば足りるというような考えもあり得ると思いますけれども、そのあたりを事務局はどう考えていますか。

○植木情報・勧告広報課長 ジャーサラダは食中毒の危険があるよという情報提供だろうと思いますけれども、食中毒に関しまして、私どもはホームページでも重要なお知らせのトップで、冬はノロということで、もう既に食中毒という観点では注意喚起をしてございます。私どもは食中毒菌の評価も行ってございますので、そういう知見もございます。

そういうときに注意喚起について、うちはリスク評価機関だから、ここまでというような制限をすることは、消費者にとって非常にわかりづらいという御意見もこの場でたびたびいただいておりますので、食中毒防止という観点から幅広く情報提供、注意喚起をすることは、これまでどおりやっていきたいと思っています。この資料でも、BfR、ドイツのリスク評価機関のほうでも、こういう注意喚起を行ってございますので、そこは特段問題はないと思っています。

以上でございます。

○川西座長 この場で、食品安全委員会のこの専門調査会で、これについて情報提供等々をしましょうと言うのか、そこまでではないとするかですけれども、どうぞ。

○山内専門委員 これは長く置けば、食中毒とかいろいろな別の原因で影響が出てくると

ということで、これは根本は衛生管理の問題だと思います。食品そのもののリスクの評価ではない。よって、ここで議論するほうがナンセンスというか、私は必要はないと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。どうぞ。

○山本専門委員 これは雑誌とかで流行になったような一過性というものなので、私もそんなに重要視しなくてもいいと思います。

○川西座長 ありがとうございます。

ポジティブな意見はございますか。特には、やはりこれは、という意見は、どうぞ。

○迫専門委員 前回、熟成肉とこのジャーサラダの問題とで発言をさせていただきました。確かに取扱いに関する注意だと思います。食品安全委員会マターではないだろうと思いつつも、どこかが注意喚起はする必要があるだろうと。それはどこかでするかというところは、事務局のほうの調整でお願いできればと思います。国民に伝えることのほうが大事だと思います。

以上です。

○川西座長 今の御意見は、特段そのジャーサラダという言い方ではなくても。

○迫専門委員 国民に伝える、わかりやすさということを考えていったときに、今これにはやっているのであれば、これを例示として、先ほどの熟成肉に関しても例示として取り上げる。一般的に食中毒菌についてどうこうという取り上げ方では伝わらないだろうと思いますので、そういう意味では例示としての注意喚起が必要だろうと思います。

○川西座長 どうぞ。

○姫田事務局長 今、迫委員からもお話がありましたように、食品安全委員会の所掌事務をきちんと見れば、そうではないのかもしれませんが。ただ、別の意味から、特に最近、我々はEFSAとかBfRとかANSESなどのリスク評価機関とお付き合いをさせていただく中で、国民にとって何が一番大事なのかということを考えていけば、別に自分たちの役所の所管事項、これらの予算を取るとか何かというわけではないものですから、そこは国民の健康を第一にというのが一番基本なので、それは国民の健康のためになることであれば、積極的にやっていけばいいのではないかと考えております。役人の私が言うのも何ですけれども、役所の壁に余りとらわれないで、書いた法律にとらわれないで仕事をしていかないといけな

いのではないかと考えております。

○川西座長 どうぞ。

○埴課長補佐 法律上の所掌事務の観点から言いますと、確かに食品安全委員会というのはリスク評価機関であるということなのですけれども、同時に食品安全基本法の第23条の所掌事務の第5号のところで、食品の安全性の確保のため、講ずべき施策に関する重要事項を調査審議し、というところがございますので、必ずしもリスク評価に限定して、というところでもないこともできるということをご参考までに。

○川西座長 それはもうずっと前から、そういう議論でやっていますから、今さら確認することではないように思うのですけれども、議論すべきはこの専門調査会として、これを取り上げるべきと言うかどうかということであって、食品安全委員会のほうの例えば、ホームページなどで注意喚起をすることは、別にそれはそれでありなのだろうかと私は思います。この委員会として、それをやってほしいと言うかどうかということで、したほうがいいということが皆さんの意見の中で強ければ、その中に入れていくということ。

○山内専門委員 これで一番困るのは、要するに食中毒が発生するということだと思えます。それが原因でいろいろな影響が出てくる。そうしますと、現在は流行も下火になってきているのが1つ。もう一つは、これは保健所が食中毒の一つの実例として、こういうことは気をつけてくださいよという形のほうが、各県各市にあるわけですから、よほど一般市民の方々に広く伝わっていくのではないのかなと。そういう意味では、私はさっき、この委員会でそんなに突っ込んだ形でのものはなじみにくいのかなという意味で申し上げたのです。

○川西座長 どうぞ。

○有田専門委員 先ほど、ナンセンスという言葉に即座に反応しそうになったのですが、私は2回目なので自ら評価の視点でしか見なくていいと思っていました。今、御説明を伺ったら、必ずしもそうではなくてもいいということも分かりました。ずっとかかわっていらっしゃる方は、そのことは十分御存じだと思いますが、そういう意味では言えば、私は前回初めてでしたので、ジャーサラダの件は前回はリスク評価をする必要はなく、ここで取り上げる問題では無いと思っていました。しかし、最近気になっているのは、オイルではなくて、水の中にお野菜のカットしたものを入れて、それが健康ドリンク的な意味合いで宣伝され、メトロ等の車内映像で流れています。

衛生的にはつくってあるのでしようけれども、気になっていたものですから、そういう

情報は自ら評価のリスク評価の対象というよりも注意喚起のためにも調べて欲しいとは思っています。そのような事も積極的にやっていただくと大変ありがたいとは思っていました。ナンセンスではないかなと思っています。

○川西座長 どうぞ。

○河野専門委員 私も、この案件が自ら評価の対象になるかどうかという意味で言うと、ならないと思っております。ただ、先ほど、迫専門委員からの御提案もありましたように、健康影響評価と言いましょか、国民がリスクの大きさを判断するときには、やはりそのリスクの大きさを判断できるようにリテラシーを上げていかないといけない。そのためにジャーサラダのような身近なもので情報提供することで、広く一般的に、こういうものにはそれなりのリスクがあるのだなど。もっと大きな事例が起きたときに、そこから導かれて全体像が見えるような形になると思います。

ですから、先ほど姫田事務局長も言うてくださいましたけれども、情報提供をすることにはそれほど問題がないということであれば、ホームページのFacebookのところですか、季刊の情報誌ですか、そういったところにコラムでも構いませんから、載せていただく。そういう形で広く国民のリテラシーを上げていくというところに使っていただければと思います。

○川西座長 議論が少し割れてきたというか、情報発信はしてもいいのではないかと御意見。ただ、山内専門委員がおっしゃるように、ジャーサラダは危険だぞというような話ではなくて、調理の方法等々についての食中毒に結びつく可能性があるというようなことの中で、情報発信していくということはどうかという意見が幾つか出ています。

○山内専門委員 情報発信は非常にいいことだと思います。ただ、リスク評価の対象として、ここで検討するにはそぐわないということをお願いしたので、広く一般に知らせるためには、それこそ各都道府県なり市町村なりのほうがより緻密にというか、小まめにそういう情報発信ができるでしょうということを申し上げただけで、情報発信をしてはいかぬとか、そういう意味ではないです。繰り返しますけれども、ここのリスク対象にして検討すべきことではないのではないかとということをお願いしたので。

○川西座長 では、もちろんリスク評価ということになったら、これは一体どうやってやるのという話になる対象ですけれども、食中毒等々に結びつく可能性が調理の方法によってあるというようなことを含めた情報提供の対象としてはどうかという取り上げ方で、今回は整理させていただくということによろしいですか。

○有田専門委員 そのリスク評価という部分を、もう一度確認させてください。どういう扱いをして、何日置けば、これだけリスクが高くなり、食中毒になるという意味ではリスク評価だと思います。きゅうりを棒に刺して、お祭りなどで販売するというのをよく町内会などでもやっています。以前、それで食中毒が起こったという報道もありました。自ら評価の対象では無いとは思いますが、決してリスク評価の対象にはなり得無いと言い切るのはいかがでしょうかと思いますので、一言つけ加えさせてください。

○川西座長 言葉を訂正させていただくと、従来の自ら評価で言っていたのはリスク評価でした。私がこの専門調査会にかかわった2年前くらいからここで自ら評価選定の議論をするときには、リスク評価をするかしないかというだけでは、この調査会での議論としては足りないので、情報発信をしたりとか、ファクトシート作成を積極的に進めてくださいとか、今回のアレルギーの取扱いはまさに旧来のリスク評価ではないけれど取り上げるべきと、自ら評価にはバラエティーができています。

その意味で、このジャーサラダについても情報提供の対象として取り上げたらということにさせていただいて、結局今日審議させていただいた4つでは、食物アレルギーに関しては自ら評価案件とする。ただ、これは食品アレルギーをこれから定量的に分析したり、もう少しいろいろな対応策をとる上での方法の開発も含めた部分で、まず取りかかっているということ。総合的にやるということとして、自ら評価。

残りの3つ、人工甘味料関係、クルクミン、ジャーサラダについては情報収集あるいは情報提供を行ってくださいという形で、きょうの議論はまとめさせていただきます。この結論については、食品安全委員会のほうに報告する形ということかと思います。今のような取りまとめでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 ありがとうございます。

私がいただいたト書きには、ここで10分休憩と書いてあるのですが、非常に順調にここまで行っていますので、帰りを早くするという意味で、そのまま続けさせていただきたいと思えますけれども、よろしいですか。では、そのまま次の議題に移らせていただきます。

それでは、次の案件は、2番目「平成28年度食品安全委員会運営計画について」です。これについて、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。

○小森総務課長 それでは、お手元の資料2に基づきまして御説明をいたします。新旧対照表でまとめておりまして、右側の欄が28年度の運営計画でございます。

1ページの「第1 平成28年度における委員会運営の重点事項」でございます。平成27年度と同様に5つの柱を立ててございます。このうち、海外への情報発信及び関係機関と

の連携強化では、海外政府機関との国際協力の進捗を踏まえ、27年度以前に協力文書を締結した機関、具体的にはニュージーランド・豪州、欧州、ポルトガル、フランス、そういったところの機関と定期的な会合等を行うとともに、新たな協力文書の締結について協議を行う旨を追記してございます。

2 ページ「第2 委員会の運営全般」でございます。食品健康影響評価に関する専門調査会の開催で、昨年10月1日から薬剤耐性菌に関するワーキンググループと、それまで専門調査会のもとに設置しておりました各種ワーキンググループを委員会の直下に設置することといたしておまして、そうした専門調査会と同等の位置づけとしたことを踏まえての修正でございます。

「第3 食品健康影響評価の実施」でございます。

3 ページの「2 評価ガイドライン等の策定」でございます。新たにワーキンググループを立ち上げ、海外の評価機関の動向も踏まえつつ、新たな評価方法等の検討を行うとともに、遺伝毒性、発がん物質の評価に関するガイドライン作成の検討を開始したいと考えてございまして、その旨の追記をしているところでございます。

3の「(2)『自ら評価』の実施」でございます。自ら評価案件はリスク管理機関からの要請に基づき行う評価案件と異なりまして、選定時点で選定に必要な科学的知見等が十分に蓄積されているとは限らず、専門調査会の調査審議に入るまでに時間を要するものもあるところでございます。こうした点も踏まえまして、28年度計画では、自ら評価案件のうち、28年度に専門調査会等で調査審議を行う見込みのあるものに絞って記載する形に修正をいたしております。

また、本年度中に評価終了予定のものについても27年度の計画にあるものから落とさせていただいているということでございます。具体的には、クドアについては昨年10月に評価を終了してございまして、加熱時に生じるアクリルアミドにつきましても27年度内に評価終了を予定しているところでございますことから、28年度計画から削除をしてございます。

また、我が国に輸入される牛肉、牛の内臓につきましても、直近で中国及び韓国から回答が得られる見込みがないと。また、アルミニウムにつきましても、まだ評価がまとまっていないということでございまして、28年度中に専門調査会での調査審議に入れる見込みが現在のところはないということで、28年度計画からは削除をしておりますが、もとより、これらにつきましてもリスク評価が可能となるような動きがあれば、適切に対応をしてみたいと考えているところでございます。

4 ページ、食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況につきましては、27年度と計画上、大きな変更はなく、リスク管理機関を対象とした食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況調査や食品安全モニターの方々からの報告、食品安全に関する意識等の調査の実施等について記載してございます。

4～5 ページにかけての「第5 食品の安全性の確保に関する研究・調査事業の推進」

につきましても、27年度と計画上、大きな変更はなく、食品健康影響評価技術研究や食品安全確保総合調査における課題選定方法や研究課題の評価等について記載しているところでございます。

6～8ページまでの「第6 リスクコミュニケーションの促進」では、昨年、当専門調査会で取りまとめいただいた報告書「食品の安全に関するリスクコミュニケーションのあり方について」の内容も踏まえまして、昨年5月に開始した委員会オフィシャルブログの取組や意見交換会について、特に次世代を担う若い世代に対する波及効果等の観点から、学校関係者を重点対象として実施する旨の追記をしているところでございます。

8ページの「第7 緊急の事態への対処」については、27年度と計画上、大きな変更はなく、食品に係る緊急事態の対処体制の整備、28年度緊急時対応訓練の実施等について記載しているところでございます。

「第8 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用」につきましても、27年度と計画上、大きな変更はなく、国内外の食品の安全性の確保に関する科学的情報の収集、国民への情報提供、リスク管理機関との情報共有等について記載をしているところでございます。

8～9ページの「第9 国際協調の推進」では、27年度は佐藤委員長が共同議長を務められ、当専門調査会からも鬼武専門委員が出席された10月のEFSA第2回科学会議を初めとして、さまざまな国際会議等に参画いたしたところでございますけれども、28年度の計画案でも現時点で想定されている国際会議等の予定を掲載してございます。

「(3) 海外の食品安全機関等との連携強化」では、外国政府機関との国際協力の進捗にあわせて追記してございます。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容について、あるいは資料の記載内容について、御質問、御意見等がございましたら、お願いします。どうぞ。

○山内専門委員 7ページの地方公共団体との連携のところ、これは評価も大事ですが、これは昨年と内容がほとんど同じですね。そこで地方公共団体との連絡会議を開催、あるいは情報の共有、学習機会を提供ということが記されておりますけれども、これは具体的な例を一つ教えていただけませんか。これまでやってきたこと、あるいは今年に考えていることです。

実は明日、青森県の食の安全・安心に関するリスクコミュニケーションの会議が予定されておるものですから、私も食品の安全・安心対策本部委員ということで初めて出させていただくことになっていきますので、どういうことをやってこられたのか、ぜひそこを踏ま

えて、今度はさらにいい形に持っていければなと思ったものですから、できたら御教示いただきたいです。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○木下リスクコミュニケーション官 御質問をありがとうございます。ここで述べております全国連絡会議でございますが、都道府県とか保健所設置市の食品安全の担当者が全国からこの食安委に集まりまして、最近は年に2回やっております。内容はここに書いてございますが、今、食品安全委員会と一緒にやる事業もございまして、それぞれの地方公共団体の担当者と当方の対話のみならず、各地方公共団体の事例の紹介など、地方公共団体が相互に活発的に情報交換ができるような場を設定してございます。また、当委員会の委員から最新のリスク評価の知見ですとかを提供する場面ですとか、そういうものも設けてございます。現在そのような状況でございます。

○川西座長 たしか前回の調査会のときに、昨年度の活動報告でリストか何かが資料であったかと思えます。

どうぞ。

○堀口委員 地方公共団体の方々はリスク管理機関なので、厚生労働省の研修などによく参加をされております。私個人として、国立保健医療科学院で行われている食品衛生監視員の研修などに講師として呼ばれていることがこれまで続いておりまして、今般7月から委員に就任させていただき、保健医療科学院の方も傍聴すらしたことがなかったということでしたので、今回、研修に来られている地方公共団体の方に食品安全委員会の委員会を傍聴していただき、その後、先ほど御説明していただきました木下リスクコミ官と実際にどのようなことを食品安全委員会がやっているのかということの意見交換をしたのが今年です。国立保健医療科学院も厚生労働省の研修・研究機関なので、そういったところでも連携が今後図れるようになっていけばよいのかなと思っております。

○川西座長 ありがとうございます。よろしいですか。

○山内専門委員 はい。

○川西座長 ほかに何かございますか。どうぞ。

○戸部専門委員 2つあります。まず1つ目ですけれども、資料2の1ページの「第1 平成28年度における委員会の運営の重点事項」と書かれています。これは27年度の運営計画

と28年度の計画の案を比べてみると、確かに27年度はリスクコミュニケーションの戦略的な実施という部分で報告書の取りまとめということで28年度のポイントはわかるのですが、これは書きぶりなのかもしれないですけれども、28年度の運営計画が27年度と余り違いがなくて、どこが重点事項なのかなというところがよくわかりません。28年度はどんなところが重点なのか、27年度との違いは何なのか、そこを教えていただきたいのが1つです。

あと7ページの中ほどの「3 関係機関・団体との連携体制の構築」というところで、「(1) リスク管理機関との連携」があるのですが、今年度は消費者庁がなくて、「リスク管理機関と連携し」となっているのですが、これはなぜかというところです。先ほどの自ら評価の案件とかを見ていると、アレルギーに関しての検討の枠組みを決めていくというところだと思いますけれども、そういったことを考えると消費者庁も今後より連携が必要なのかなと思ったので、このところの説明をしてください。

○川西座長 いかがでしょうか。どうぞ。

○木下リスクコミュニケーション官 2点、御指摘をいただきました。最初のほうですけれども、おっしゃるとおり、重点事項を読むと変わらないかに見えるのですが、リスクコミュニケーションのあり方に関する報告書が取りまとまったものですから、本文中にはその取りまとまったリスクコミュニケーションのあり方に関する報告書を踏まえて戦略的に実施すると書いてあるのですが、この整理の仕方だと存じます。

関係団体との連携のところですけども、これは文言上の整理でございまして、消費者庁のほかにも農林水産省、厚生労働省等々がございますが、どちらもリスク管理機関なものですから、言葉上の整理でまとめてリスク管理機関と書いたのみで、消費者庁の位置づけが変わったというわけでは、決してございません。

以上でございます。

○川西座長 前者のお答えのときに、本文中にリスクコミュニケーションのあり方についての報告書に基づき、という意味があるのだということですけども、それは省略しているということですか。

○木下リスクコミュニケーション官 本文中にそこに掲げたということと、その内容としたしましては、「(6) 意見交換会」のところ例えば、次世代を担う若い世代に対する波及効果とか、本文中には書き込んだのですが、重点事項のところは特に書いていないということでございます。

○姫田事務局長 むしろ今、御指摘いただいたように、当然その27年度に「リスクコミュニケーションのあり方についての報告書の取りまとめを行うとともに」と書いてあります

ので、それを受けた形で28年度の重点事項のところは何らかの記述をさせていただくというところでいかがでございましょうか。

○川西座長 これは比較表としてあるから、この状態はいいのだけれども、これが単独になっていたときには入っていたほうが、要約としてもいいのではないかと思います。

○姫田事務局長 そういたします。

○川西座長 ありがとうございます。

○戸部専門委員 あと、その28年度のところで、多分これもここに表現し切れていないだけの話だと思いますけれども、「④海外への情報発信及び関連機関との連携強化」の部分では、この3ページ目の評価ガイドラインなどの策定というところで、やはりその海外の評価機関の情報収集だとか、連携というところも多分重要になってくるのだろうなと思うので、その辺の計画されている施策同士の関係性というところがもう少し見えるようになってくると、後ろの具体的な施策と重点施策との関係というところが非常によくわかると思います。

○川西座長 今の御指摘はいかがでしょうか。

○小森総務課長 1ページ目の重点事項のほうは総論といいますか、全体に係る共通的な話として連携の強化ということをやったってございまして、個別に例えば、それぞれの分野でどうしていくかということだと、3ページのまさに先生に御指摘いただいたとおり、例えば評価ガイドライン等の策定の分野では、その総論を踏まえてどうするかということだと、専門家による審議及び海外の評価機関との動向を踏まえつつ開始するというところで記載してございます。もちろん全ての分野で、こういう海外との協力文書を締結して連携を進めましょうということを締結しているわけですから、海外の試験といったものはどんどん活用していきたいと考えているところでございます。

○姫田事務局長 実は昨年に制度的に変わって、28年度は実際に動き出すところなのだと思います。ですから、なかなか書きづらいところはあるのですが、むしろ今、御指摘があったように、3ページの評価ガイドライン等の策定の28年度の一番大きな仕事としては、いわゆるQSARとかガイドラインの作成とか、非常に大きな課題でございます。ですから、これが重点事項のどこにどう書き込めるかは検討させていただきたいのですが、重点事項の①とか②の中にうまく落とし込めるように少し検討をさせていただければと思います。

○川西座長 その点は宿題ということですか。

○姫田事務局長 私は今ここでぱっと言える能力がないので、すみません。

○川西座長 よろしいですか。どうぞ。

○河野専門委員 私からは、27年度運営計画の評価がないところで28年度計画に対して、いろいろと申し上げるのは、と思ったのですけれども、要望という形で幾つかお願いがあります。

1 ページの重点事項の②、私のような国民から見たときに、やはりリスクコミュニケーションの重要さは日々感じているところで、最近で言えば、いわゆる「健康食品」のワーキンググループからの説明会に私も参加させていただきましたけれども、非常にメッセージが的確で、積極的な関与をしてくださっているのだなと思いました。

その後に行われた先日のアクリルアミドのワーキンググループのまとめの後もメディアでかなり取り上げられていまして、それがかつてのように興味本意ではなくて、加熱の仕方とか保存の仕方によって、こんな問題が起こるけれども、余り心配せずに普通にバランスよく食べなさいという非常に落ち着いた形での報道のされ方をされていて、こういったことは非常にこれまでなかなか国民との間で情報を共有化するところで難しかったところが、丁寧な取組の成果があらわれてきているのではないかと受け取ったところです。

ですので、この②のところは、ぜひ頑張ってくださいたいのですが、前回にも書いてありましたけれども、「戦略的な」というこの言葉。この言葉をどう受けとめればいいのか。戦略的ではない実施と戦略的な実施。ここのところをぜひわかるように、具体的にお示しただければと思いました。

中身に移りまして、6 ページ以降にリスクコミュニケーションの促進ということで、情報提供から始まって具体的な手法が比較して、ここに書かれています。私は6 ページの平成28年度計画の「(6) 意見交換会」のところに新たに書き加えられている「次世代を担う若い世代に対する波及効果等の観点から」をぜひ力を入れていただきたいというお願いでございます。

たまたま私は第3次の食育基本計画策定のところにもかかわっておりまして、そこで幾つかの新たなメッセージが出されているのですけれども、そこにおいても若い世代に対して情報をどう届け、理解を促すかというところが大きな問題になっています。それは食の安全の情報でも同じだと受け取られていまして、ぜひこのあたりは意見交換会が全てかどうか、そのほかのさまざまな媒体もありますけれども、若い世代に向けて、ぜひアピールをしていただきたいというのが2つ目のお願いです。

3つ目は、7 ページの一番上です。科学的な知識の普及啓発に関して。(1) はいろいろ

あるのですけれども、リスクアナリシス講座は、私は可能な限り登録して、自分の勉強だと思って出席させていただいています。

今年度からは地方でも開催されていますし、地方でどんな評判といいでしょうか、参加状況なのかなというところも知りたいところでございますけれども、今年度の計画の最後のところで資料をインターネットで公表し、多くの消費者等が活用可能な形で提供するとお示しいただいているのですけれども、資料はわかりやすくは書いてあると思うのですが、やはりこのリスクアナリシス講座に参加してみて、資料を解説抜きで手にとっても理解するのは、つまり多くの普通の消費者にとってみると、まだまだ難しい資料かなと思っています。

ですから、もう一段のこのあたりに工夫をしていただいて、なかなか実際に参加できず、専門家の先生のお話を直接聞けない消費者が勉強をしようと思ったときに役立つツールとして、ぜひもう一工夫、ここに加えていただきたいというのがお願いです。

以上です。

○川西座長 ありがとうございます。

今の御指摘について、どうぞ。

○木下リスクコミュニケーション官 3つ御指摘をいただきました。1つ目、2つ目はぜひ頑張ってくれという激励と受けとめまして、特に次世代への波及効果を踏まえた教育関係者への重点的な取組に励みたいと思います。

3点目でございますが、御指摘のとおり、連続講座に御参加いただいでいて、連続講座ですから非常に高いレベルでやっておるのですが、それは27年度からは地方でも開催し、御指摘のとおり、それをさらにかみ砕いてというような御希望もございます。そのちょうど1つ下の段にもございますが、そういう内容で講師を派遣してくれというのが各地から来てございまして、それぞれの内容に応じて対応しているという状況でございます。そのきっかけとして連続講座でやったこういうテーマをもう少しわかりやすく、こういう方にやってくれという具体的な要望もございますので、2の(2)の講師派遣のところ、そういうものを対応しているという状況をお知らせいたします。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 リスコミの報告書に基づきやっていく部分において、戦略的という用語に関しては報告書でまとまったとおり、初めからリスクの受容や行動変容を求めても、それはできませんということをメンバーの金川先生から御提示いただいたと思います。今、食品安全委員会がさまざまな媒体や委員や事務局の方々がいろいろな講座であったり、媒体を使って情報提供をしていると思いますが、それが情報の提供から共有を図り、共考してい

くプロセスの中のどの段階に目的があって、どこが充足していついて足りないかというのは、来年度やっていく中で評価ができるのかなと個人としては思っています。

先ほど、次世代を担うというところも今、植木課長を初め、季刊誌のキッズボックスの文章を書いたときには、必ず文科省にお問い合わせをして確認をとるような形で情報共有を図る努力を今してくださっている最中ですので、その報告書があって、今そういう形できちんと動き始めていると認識しているので、1年間たったときに厳しい御批評なり、アイデアなどをいただけるのかなと思っております。

○植木情報・勧告広報課長 1つだけ補足といいますか、先ほどリスクアナリシス講座はかなり難しいというお話があって、実はそうございまして、最近、メルマガの読み物版でも先生方の講座を簡単に紹介するような記事を出してございます。それをつくるときに正直に言うと、かなり苦勞しています。要は言いたいのは、メルマガの読み物版を発信していますので、そういうものも活用していただけたらと思っております。

以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

確かにリスクアナリシスをわかりやすく教える教材は難しいですね。私も実は大学生向けにトライしているのですが、なかなかうまくいきません。今の河野先生の御指摘は、中を直せということではないですね。

○河野専門委員 希望です。

○川西座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○小西専門委員 食品安全委員会においては科学的知見の構築と説明が大変重要だと思いますので、その観点から単なる単純な質問でございます。8ページの上から2つ目の欄の「(4) 学術団体との連携」、9ページの上から2つ目の欄の「(2) 海外の研究者等の招へい」についての今年度の主な取組と、次年度の計画が現段階でわかっていたら、教えてください。

○川西座長 いかがでしょうか。今すぐ出てきますか。

○植木情報・勧告広報課長 学術団体との連携につきましては、ここに書いてございますように、関係する学会へブース展示を行ってございまして、今、手元にリストはないのですが、毒学学会とか、そういう学会にブースを出してございます。来年度はPRION2016

が予定されてございますし、あとは今年度1年間、ブース展示をいろいろなところでやりましたけれども、そこで感じましたのは、教育関係者、栄養関係者の学会も幾つか出まして、そういうところに行きますと、そういう方々は食品の安全に関する情報を非常に求めているということがありまして、私どもが用意していた季刊誌とか、そういうものもすぐになくなるという状況でございますので、来年度は少しそういうところに重点的に、そのほかの専門的な学会も御要望があれば検討しますけれども、そういうところを重点的に取り組んでいきたいと思っております。

○川西座長 いかがですか。

○堀口委員 きょう御欠席ですけれども、石井委員が調理の学会の会員でもあられますので、そういう調理系の学会。それから、来年度に予定しているのは栄養改善学会。多分、迫先生などたくさん会員の方が御参加されていると思いますけれども、栄養士さんを中心とする栄養改善学会が青森で開催されるということで、ブース展示の準備を植木課長のもとでされていて、新規で展示する予定になっております。

○小西専門委員 ありがとうございます。

9ページの(2)はいかがでしょうか。

○川西座長 「海外の研究者等の招へい」ですよね。

○小西専門委員 そうです。

○小森総務課長 来年度の招へいについては正直なところ、まだきちんと固まっていない状況ですので、参考までに昨年の例ですと、27年10月に先ほど触れました科学会議に招待されてございますほか、ARfDのシンポジウムなどにも招へいされて、毎年何らかの会議には招へいされてございます。

○川西座長 海外からは。

○姫田事務局長 昨年は農薬の急性参照用量のシンポジウムをさせていただいて、海外からの招へい、あるいは吉田委員とでシンポジウムを行っています。微生物のシンポジウムも行っております。新年度は今、1つはPRI0N2016を先ほど申し上げましたが、我が国で初めて行われる予定になっております。それにあわせて5月にシンポジウムをそのときに来られる先生方でシンポジウムを私どものほうでやりたいと考えているところです。多分もう一つくらいできそうなので、それについては必要に応じて進めてまいりたいと思ってい

ます。

○小西専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかにございますか。どうぞ。

○横田専門参考人 私が所属しているのは農薬関係のメーカーの団体なのですが、今も姫田局長からお話がありましたARFDのシンポジウムはメーカーとしましても国際的な考え方が理解できて非常にありがたかったと思います。また、食品安全委員会のほうで見ましても、例えば、ARFD設定に関するガイドラインあるいは規制物質の考え方等々をタイムリーに更新していただいて、ありがとうございます。

今回の計画においても、評価ガイドラインの策定は我々に関するような話も含まれてきているのかと思います。この様なガイドラインを検討される場合には、欧米あるいは農薬では、JMPR等との評価の手法が非常に参考にされているかと思います。一方では、健康影響評価技術研究ということで去年から国衛研の小野先生が評価手法をどうするべきかというテーマでまとめられており、その研究の1つに、イヌの慢毒試験というのがあるかと思っています。この長期試験は欧米等では必須の試験ではなくなってきています。先ほどもお話しさせていただいたとおり、ガイドラインをつくられる際には、国際的な動向も十分考慮していただけるとありがたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○川西座長 ありがとうございます。

ほかに何か。特にもう追加でないようでしたら、この資料2に関しては、1つは重点事項の②を修文する。「リスクコミュニケーションのあり方について報告書をもとに」とか、昨年度やったという文章を入れるということと、もう一つ、戸部専門委員から御指摘いただいた部分、姫田事務局長がお答えした部分。そこの部分を修文して、重点事項の修文になります。その2点だったかと思います。

あとは御意見という形、質問という形で出た、こうしていただきたいという御意見がありました。それらについてこれから運営する中で生かしていただければと思います。今の修文の2点に関しては座長の私のほうから事務局にお願いして、追加修正をしたいと思えますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 それでは、本件につきましても食品安全委員会に対する報告の体裁等については、やはり私のほうに御一任をいただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○川西座長 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に議題の3つ目「平成27年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果及び平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画について」、これも事務局から御説明をよろしくお願ひします。

○小森総務課長 それでは、資料3-1と3-2とございますけれども、通しで説明をさせていただきますと思います。

まず、資料3-1からでございます。食品安全委員会では、食品安全委員会の緊急時対応訓練実施手順書に基づきまして、毎年度、緊急時対応訓練を実施してございます。実施した訓練の結果等につきましては、当専門調査会で検証いただき、訓練内容、結果、課題、対応策について報告書として取りまとめていただくこととなっております。また、前年度の訓練結果の検証とあわせて、次年度の年間計画(案)につきましても当専門調査会へ御審議いただくこととなっております。

資料3-1の報告書の中身でございますけれども、1ページの「はじめに」の部分でございます。以前この調査会でも御議論をいただきました27年度の緊急時対応訓練における重点課題を記載してございます。1点目が「関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化」。2点目が「緊急時対応マニュアル等の実効性の向上」でございます。

2ページからが実際に実施した訓練の内容でございます。大きく実務研修と確認訓練の2本立てで実施しているところでございます。

1つ目の「実施研修」でございますけれども、「(1)緊急時対応手順研修」としまして、昨年4月の人事異動による、それまでの転入者と本研修を過去受講したことがない事務局職員を対象としまして、手順書に基づく緊急時対応の手順、各課の主な役割等について理解をしてもらうための研修を行いました。

「(2)情報発信研修」として、昨年6月～7月にかけてまして、係長級の職員のうち、情報・勧告広報課の職員及び本研修を過去に受講したことがない人。こういった者を対象としまして、夜間や休日等、ホームページ等の管理担当者が不在のときに緊急事態が発生した場合におきましても、情報提供を迅速に行えるようマニュアルに基づいて講師役職員から説明するとともに、ホームページ等への情報掲載作業を試行しているところでございます。

「(3)メディア対応研修」といたしまして、昨年11月、報道関係者や消費者に対して、わかりやすく、かつ正確に情報を提供できるようにするため、基礎講義と実践研修という2本立てで実施したところでございます。

3ページ目の基礎講義でございますけれども、共同通信社の編集委員・論説委員であら

れる石井様から、「メディアとは何か」、「記者とは何か」、「記事はどう作られるか」、「食品安全委員会に求められている分かりやすい情報提供の在り方」等について御講義をいただきました。

実践研修では、まずメール研修として専門的な情報を分かりやすく、かつ誤解を与えないメディア向けの情報に書きかえること等を目的として、職員がプレスリリース案を作成しました。

会見研修として、評価第一課長及び評価第二課長を説明者といたしまして、さきのメール研修での課題をもとに模擬記者会見を実施して、自ら作成したプレスリリースを用いての説明と質疑応答の訓練を行いました。ここでは、基礎講義を担当された石井氏のほか、産経新聞社会部記者の市岡氏を記者役に、鬼武専門委員、河野専門委員をコメンテーターにお迎えして質問をいただくとともに、使用したプレスリリースや説明・応答の改善点等につきまして、報道関係者、消費者の立場から助言をいただきました。

また、プレスリリース研修における答案の講評を通じまして、わかりやすいプレスリリースのあり方等について、石井氏から講義をいただいたところでございます。

4 ページの「2 確認訓練」につきましては、12月25日に消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省を交えた5省庁で実施いたしました。文部科学省は昨年が初めての参加でございます。

5 ページの枠囲みがそのシナリオでございまして、今回は危害因子を腸管出血性大腸菌0157、原因食品を輸入パイナップルとし、厚生労働省から複数県における0157を原因とする食中毒の重篤患者の発生が報告され、その後、厚生労働省からの原因食品として疑われる食品に係る情報提供、製造業者による自主回収の公表、厚労省及び県におけるプレスリリースと、刻々と変化する状況設定のもとで行われました。いわば、そのシナリオが最初は事務局の人間はわからない中で、徐々に状況が明らかになっていくという形で、適切に対応できるかというところを検証してみたわけでございます。

6 ページからが「I 訓練結果の検証」でございます。

「1 実施した訓練ごとの検証」を見ていきますと、緊急時対応手順研修及び情報発信研修については、参加者アンケートによれば、研修の内容はおおむね適当であるとの結果でございました。

「(3) メディア対応研修」につきましては、参加者アンケートによれば、研修内容はおおむね適当であるとの意見が多く、講師による講義につきましては、特に高評価でございました。意見としては、会見研修について、より現実に近づけてはどうかという意見もございました。

7 ページの「(4) 確認訓練」につきましては、モニターによる評価等によれば、全体的にはスムーズに対応できたという評価でございました。例えば、情報提供、資料、問い合わせ対応でございますけれども、若干感想めいたことを申し述べさせていただきますと、複数の資料を分担して作成するというところを、外部に出す資料を複数の者で手分けしてや

っているということがございましたので、表記の不統一な部分も若干生じてしまったということがございまして、そこら辺は全体を確認することが必要ではないかと、そういうことも感想意見としてあったところでございます。

8ページからの「2 重点課題ごとの検証」を見ていきますと、「(1) 関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化」につきましては、「手順書で各担当の役割をわかりやすく説明することで、緊急時における初動対応をより機動的なものとした」、「メディア対応研修の実施により、わかりやすいプレスリリースや記者会見のポイントについて、メディア関係者等のさまざまな観点からの講評を通じて、委員・職員の理解を深めることができた」、「関係省庁と連携し、確認訓練を実践的な内容で実施したことにより、政府全体としての緊急時の初動対応の流れを実働で確認し、対応手順の改善点を抽出するとともに、実務研修で習得した技術・知識のレベルを確認できた」等の意見があり、実務研修と確認訓練のこうした2本立ての訓練体系は効果的であり、次年度も必要な改善を行いつつ、引き続き訓練実施をすることが望ましいとの意見があったところでございます。

「(2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上」につきましては、他省庁等から収集した情報内容を整備するための体制、Facebookやプレスリリース等の複数の手段で情報発信を行う際の表記の統一性を維持するための体制を整備すべきとの指摘を踏まえまして、収集した情報を集約する役と局内に共有する役を分けてみるとか、外部に発信する情報について、科学的知見の正確性については評価課とか、複数の情報発信文書間での表現の統一性等については総務課でチェックすると情報収集発信に関するルール、役割分担を検討し、検討結果を速やかにマニュアルに反映させるべきとの意見があったところでございます。

以上をまとめたものが10ページでございます。1では、緊急時対応訓練については、委員会における緊急時対応の対処体制をより一層強化するため、27年度訓練結果で明らかとなった課題に留意しつつ、今後とも実務研修と確認訓練の2本立てで継続的に実施する必要があるとしております。

2では、講師からの助言内容や検証結果から得られた改善点については、手順書等に的確に反映等をし、実際の緊急事態に活用できるよう整理し、緊急時対応マニュアル等の実効性を、より一層向上させていく必要があるとしてございます。

3では、今後の緊急時対応に係る改善すべき課題として、(1)は、リスク評価機関に求められる緊急時対応体制のさらなる強化。(2)として、情報発信における発信内容を確認するためのルールや役割分担を検討し、その結果を緊急時対応マニュアルへの反映について記載してございます。

以上が資料3-1の報告でございます。

資料3-2は「平成28年度食品安全委員会緊急時対応訓練計画(案)」でございます。28年度計画(案)では、27年度計画からスケジュールを変更しまして、4~11月まで実務研修を実施、当該研修を踏まえて12月に確認訓練を実施することとしてございます。これは

実態として確認訓練が毎年12月に行われておりますので、その実態を踏まえて、そういうスケジュール案ということにしてございます。その他については、27年度の計画の内容を踏襲してございます。

具体的には「1 基本方針」で、前年度までの訓練の成果を生かしつつ、必要な改善を行った上で、引き続き訓練を実施することとしております。

「2 重点課題」では、関係府省と連携した迅速かつ確実な初動対応を実施するための組織能力の強化を掲げ、実施研修と確認訓練の2本立ての訓練を通じ、緊急時における初動対応を迅速かつ確実に行える体制を強化すること。緊急時における国民への情報提供をわかりやすく正確に、かつ迅速に行うための知識や技能を培うこと。また、緊急時における組織全体の対応手順を確認し、組織全体の対応能力の向上を図るとともに、実務研修等によって習得した技術・知識のレベルを確認することを目的として位置づけております。

「(2) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上」を掲げ、本訓練計画の実施状況を確認しつつ、委員会の緊急時対応指針、手順書等の見直しを行うこととしております。

説明は以上でございます。

○川西座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明の内容あるいは報告書(案)の記載内容について、御質問あるいは御意見はございますでしょうか。どうぞ。

○大倉専門委員 質問なのですが、こういった食品安全委員会が出てくるような緊急事態というのは、いわゆる、ここに訓練で書いてあるような複数県にまたがる食中毒案件というようなことをイメージというか、そういうことだと考えてよろしいですか。単県だと例えば、各都道府県が対応すると思うのですが、全国規模で起こっているような食中毒事件の場合は食品安全委員会が出てくるということでもよろしいですか。

○小森総務課長 基本的には、小規模の食中毒事故は毎日のように起きているわけございまして、政府として対処する必要性が比較的高い事件としては、一般的には複数都道府県にまたがるような大規模なものが一般的かなと。特に食品安全委員会の役割というのは、その事故が何を原因として起きたのか、すぐにわかるものは、それはそれでいいのですが、特にわからないようなケースについて、私どもの科学的な知見を適宜、限られた情報の中でわかる範囲でお伝えしていくということかなと思ってございます。

○川西座長 よろしいですか。

○大倉専門委員 ありがとうございます。

○川西座長 ほかに何か質問、御意見はございますか。どうぞ。

○山内専門委員 今のに関連しまして、過去にこういう事態が起きたことはあるのですか。

○川西座長 いかがでしょうか。

○姫田事務局長 そこまでの事態ということではないですけれども、例えば、3年前の年末某冷凍食品メーカーでマラチオンの混入がございました。これは食品安全と言うのはちょっと、警察の刑事事件であったのですけれども、これについて、まず地元の保健所が対応し、情報は厚生労働省のほうに上がってきております。厚生労働省が保健所を指導してはいたのですけれども、保健所からメーカーを指導する中で必ずしも、例えばマラチオンのADIなりARFDのデータがなかったりしたものですから、それで突然そのメーカーさんがARFDではなくてLD₅₀を基準にして、コロッケを60個食べても大丈夫というような情報を出したものですから、私どものほうから、ADIとJMPRのARFDの情報を厚労省にお出しして、私どもと厚労省と連携を図りながら、その情報を修正させたと。

これは余談ですけれども、メーカー側が情報提供を遅らせようとしたものですから、厚生労働省がメーカーに先立って情報を深夜に公表したというような事件がございます。そのときにリスク管理機関である厚生労働省がどう対応するか。そして、下部組織と言ったら怒られるけれども、県、地域のレベルでのリスク管理機関である保健所なり県が対応する中で、厚生労働省がどう指導されていくかという中で、私どもは科学的な知見を双方に情報提供をさせていただいたという件がございます。

○川西座長 よろしいですか。

○山内専門委員 今まで、その1件だけですね。

○姫田事務局長 例えば、鳥インフルエンザのときに、食べてもうつるのではないかという御議論があったときに、食品安全委員会のほうで、基本的に鳥インフルエンザですから経口感染しないということ。食べても問題ないということ。でも、加熱はしましょうねという話を私どものほうのホームページにつるしたり、農林水産省、厚生労働省のほうに情報提供をしています。

放射線のときについては、農林水産省が初動で動いておりますけれども、例えば、農林水産省が厚生労働省に放射線の基準値をつくってくれということを言って、それについて、厚生労働省から緊急に食品安全委員会のほうにとりあえぬ基準値を評価してくれということに来て、とりあえず問題ないということでお返しをしたというような件がございます。

○川西座長 ほかにございますか。私はこれをいつも見させていただいて、私どもの研究所も厚生労働省の関係の研究所ですけれども、比較して考えてもこういう機関の訓練としては現実的によくやっているなという印象は持っております。

ほかに特にございますか。どうぞ。

○有田専門委員 この件ではないのですけれども、そろそろ時間になると思うので、議事録の件で、これと関係なくて発言してもよろしいですか。

○川西座長 「その他」のところということで、それでは、とりあえず、この3つ目の議題については。

○高岡専門委員 メディアへの発信で、ホームページ、Facebook、プレスリリース、複数の手段で情報発信を行う際、表記の統一を確保するというのがあるのですが、私は実際のその緊急のものを見ていないから、わからないのですけれども、特にFacebookを使われる場合によくあるパターンが、Facebookでタイトルだけあって、ここをクリックしてくださいとURLがあって、それで食品安全委員会、そこで見るというパターンがよくあるのですけれども、前に拝見したときに、そのページへ飛ぶと過去のバックナンバーが出てきて、見たいページに行けなくて、探すのが嫌になってしまうのです。

せっかく情報があるから見たいなと思うと見られなくなってしまうということがあるので、もしFacebookをお使いになるのだったら、Facebookのページ上で見られるような形。FacebookだとFacebookで見られるとか、ホームページだとホームページで見られるとかいうような形で、同じ文章を使うのはもちろん大事だと思いますけれども、そんな工夫があったほうがいいのではないかと。今の食品安全委員会のFacebook自体がそういうふうになっているものですから、非常に先に行ってしまうと見られなくなってしまうので、探すのがすごく大変になってしまいますので、そんな工夫をされるといいのではないかと思います。御意見だけです。実際に緊急時マニュアルのときがどうなっているかはわからないものですから、その辺が何とも言えないですけれども。

○川西座長 いかがですか。

○植木情報・勧告広報課長 Facebookの特定の投稿記事へはピンポイントで行けないと思いますので、そういう場合には何月何日投稿とか、その情報に行き着けるように、あるいはたくさんある場合には、上から何番目とか、何ページ目とか、なるべくピンポイントで情報がわかるように、普段から、あるいはこの訓練においても注意したいと思います。ありがとうございました。

○高岡専門委員 なるべくそのFacebookを使う場合に、Facebookからほかへ飛んでしまうと、それでだんだん嫌になって見なくなってしまう。ですから、Facebook上で情報を出していただけると、より見やすくなるかなという気がします。

○川西座長 どうぞ。

○堀口委員 おっしゃるとおりだと思います。Facebookを始めて緊急事態はまだ経験していませんので、本当に今後使うときにはおっしゃられるとおり、飛ぶではなく、とりあえず、例えば、ツイッターはこれから文字がふえるらしいですけれども、140文字なので、そのくらいの範囲内で一つ文章をまとめないといけないのではないかと思います。幸いにして、まだ緊急事態を経験していないので、緊急事態のときには、今の御意見を重々反映した形で、と思います。

○川西座長 よろしいですか。

では、それ以外にないようでしたら、この実施結果報告書は今の段階は案ですので、特にこれを修正するという御意見もないようですので、これで事務局案どおりで認めたということにさせていただければと思います。

それでは、本件につきましても食品安全委員会に対する報告の最終的なフォーム等々については、座長の私のほうに御一任をいただくようによろしくお願いします。

それでは、きょう準備されていることについては、特にこれで終了です。どうぞ。

○有田専門委員 ありがとうございます。前回の委員会の議事録が送られてきましたが、有田で検索をして、発言を具体的にわかりやすいように書き直しまして、見直しましたら、全く自分の発言とは違うところが有田の発言として2カ所ありました。私は、どなたの発言かは覚えていたのと、そもそも、有田として全くそこが検索機能にもかからないのでどうということなのかがよくわかりませんでした。締め切りのお約束の日よりは過ぎましたから、私も悪いのですが、そういうことも含めて、お送りした締め切りを過ぎて申しわけありませんでしたという事と私の発言以外のところの件でご連絡しましたが、事務局からのご回答がありませんでした。議事録で私が発言をしていないところの修正がどういうふうになったのでしょうか。

もう一つは、ここのマイクがそれぞれ個人の前においてありますので、私は名前を言わずに発言をしているのですが、そういう間違いがあるのでしょうかということの質問です。その後、それがどうなったのかもよくわからない。

○川西座長 今のことについてはいかがですか。

○小森総務課長 その点については、修正は間に合ったということですがけれども、いずれにしても先生のほうに連絡の不手際がございましたので、今後はないように、ほかの先生に対しても気をつけたいと思います。

○川西座長 これは誰が発言したかというのは、録音ではわからないわけですかね。

○有田専門委員 このマイクで管理されているのかいないのか、また、パソコン上の検索機能では私の発言として検索されずに見直してみても分かったので、今後は、名前を言って発言した方が良いという事か回答も欲しいということです。

○川西座長 事務局とのやり取りの問題のようですので、そのあたりはよろしくお願ひしたいと思います。

その他は何か委員のほうからございますか。ないようでしたら、事務局のほうから、その他で。

○小森総務課長 特に事務局からはございません。

○川西座長 それでは、以上により、本日の議事は全て終了いたしました。次回の日程につきましては、どのようになっていますでしょうか。

○小森総務課長 次回の企画等専門調査会でございますけれども、平成27年度の食品安全委員会の運営状況の報告書等につきまして、御審議いただくことになると考えてございます。日程につきましては、5月または6月ごろを予定してございますけれども、今後、専門委員の皆様方の御都合をお伺いした上で日程調整を行い、後日、事務局から連絡いたします。

○川西座長 今このト書きを読んでいて気がついて、先ほど山内先生から、地方自治体への説明をどこで開催したかというご質問があったときに、前回の専門調査会の時に27年の運営状況報告書を取り上げたと言ってしまったと思いますけれども、あれは中間報告書だったと思います。そこに幾つか例示が上がっておりました。次回最終報告があり、その中に全部リストが上がってくるのではないかと思います。どうも申しわけありませんでした。

それでは、以上をもちまして、第17回「企画等専門調査会」を閉会いたします。どうもありがとうございました。